

国

保

だより

平成30年度から国民健康保険税の税率が変わります。

●国民健康保険制度とは

国民健康保険(以下、国保と表します。)は、いざというとき、安心して医療を受けられるように、国保加入者の皆さんが納める国保税などを医療費に充て、医療サービスを受けられる制度です。

●4月からの国保の財政

平成30年度から、これまで各市町村が運営していた国保財政を県が主体となり収入と支出の管理を行います。県は国民健康保険事業費納付金額を決定し、市町村から納付金を徴収します。市はこの納付金他必要額経費を基に予算を編成します。

国保税率は、将来的には県内統一を目指しますが、長野県は医療費格差と保険料(税)の格差があるため、すぐには統一せず、県内統一の標準保険料率と市町村ごとの算定基準に基づく標準保険料率の2種類を示し、市は県から示される標準保険料率を参考に、国民健康保険税率の改定を行います。

●茅野市の国保の財政状況

国保の財政は、高額な医療の影響と高齢者を多く抱えることにより医療費は年々増加している一方、国保加入者は年々減少しています。(表1) このため、国保の財政に占める国保税も減少している状況です。

茅野市は、平成24年度に国保税率を引き上げました。その後、財源の不足があった年は国保財政調整基金(以下、基金と表します。)と繰越金を充当することで税率を据置いてきました。平成29年度も税率を据置きましたが、単年度収支の赤字が見込まれるため基金を取り崩して対応しています。

●国保税率を引き上げます。

茅野市では、市町村ごとの算定基準に基づく標準保険料率を参考に税率を改定します。

平成30年度の税率は、資産割の税率を据置き、医療分と支援分、介護分全体で引上げ率を平均10.81%、一人当たり年間約10,484円の増としました。(表2)

国保では、国保税率を引き上げるだけでなく、納付金の割合を占めている医療費の適正化を図るために、保健事業(特定健診・保健指導)の推進等積極的な取組を行います。疾病の予防、早期発見、早期治療といった健康管理が医療費の抑制につながりますので皆さんのご協力をお願いします。

表1 国保加入者数と一人当たり医療費の推移

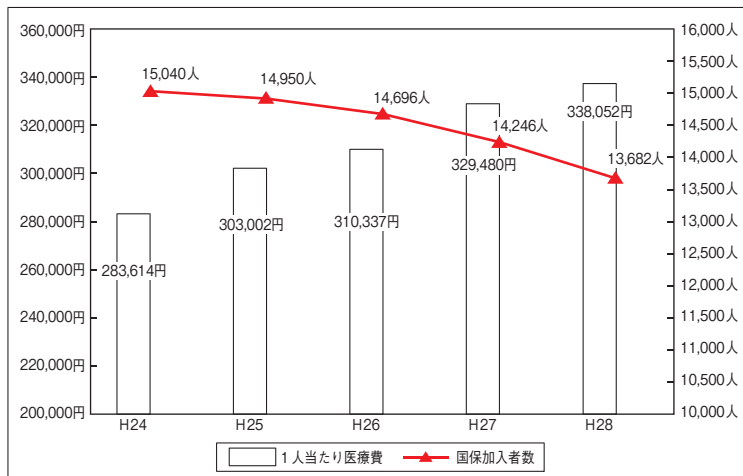


表2 国民健康保険税率

区 分		平成29年度	平成30年度
医 療 分	所得割	5.80%	6.47%
	資産割	13.00%	据置
	均等割(人数割)	18,000円	19,200円
	平等割(世帯割)	19,000円	20,000円
支 援 金 分	所得割	1.50%	1.93%
	資産割	6.00%	据置
	均等割(人数割)	6,000円	7,500円
	平等割(世帯割)	7,000円	8,600円
介 護 分	所得割	1.70%	1.87%
	資産割	5.70%	据置
	均等割(人数割)	7,000円	7,700円
	平等割(世帯割)	6,000円	6,000円

※介護分は40歳以上65歳未満の方が対象です。

※1人当たり年間平均10.81%になります。

就職などで勤め先の健康保険へ加入された方へ

就職などで勤め先の健康保険に加入しても、国保から自動的に切り変わりませんので、脱退の手続きが必要となります。

手続きは、就職先で発行された保険証と国保の保険証、マイナンバーカード又は通知カード、身分証明書(運転免許証等)、印かんをお持ちのうえ市役所1階高齢者・保険課8番窓口に届け出てください。

加入・脱退の際には、必ず14日以内に届け出をお願いします。

国民健康保険におけるマイナンバー(個人番号)を利用した情報連携について

マイナンバーによる情報連携は、連携対象となる情報を情報提供者が登録した後、一定期間要するとされています。そのため、マイナンバーを利用した情報連携が即日できない場合や日数を要する場合があります事務処理に遅延が生じている状況のため、この問題が解消されるまでの間は、引き続き手続き内容に応じて添付書類の提出をお願いします。

届出をお忘れではありませんか？

国民年金は、20歳から60歳までの日本に住むすべての方が加入する制度です。厚生年金に加入している方が会社を退職したときは手続きが必要になります。忘れずに届け出をしましょう。

加入者(被保険者)の種類は3種類

- 第1号被保険者………自営業の方や学生で厚生年金に加入していない方
(国民年金保険料は自分で納めます)
- 第2号被保険者………会社員、公務員などの方(厚生年金の保険料を納めます)
- 第3号被保険者………第2号被保険者に扶養されている配偶者の方
(自分で国民年金保険料を納める必要はありません)

マイナンバーによる届出について

マイナンバー(個人番号)による届出・申請が始まりました。これまで基礎年金番号を記載していた届書にはマイナンバーを記載して届出いただくことになります。

届出・申請に共通の持ち物

- ・個人番号カードまたは通知カード等
- ・通知カードの場合は届出(申請)者の本人確認書類(※1)
- ・届出者が本人以外の場合は印かん

	このような場合	手続きに必要なもの
国民年金に加入するとき	20歳になったとき (厚生年金加入者と厚生年金加入者に扶養されている配偶者以外の方)	・日本年金機構から送付された届書 ・学生納付特例を希望する場合は、学生証の写し(両面)または在学証明書(原本) ・口座振替を希望する場合は、預金通帳と口座の届出印
	60歳以前に会社などを退職したとき	・退職証明書、離職票など退職日が確認できる書類 ・口座振替を希望する場合は、預金通帳と口座の届出印
	厚生年金に加入している配偶者の扶養からはずれたとき(収入増・離婚など)	・扶養喪失証明書など喪失日が確認できる書類 ・口座振替を希望する場合は、預金通帳と口座の届出印

(※1) 本人確認書類

① 1枚で足りるもの

運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降発行のもの)、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、写真付き住民基本台帳カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳

② 2枚以上の組み合わせで足りるもの

健康保険証、年金手帳、年金証書、預金通帳、学生証等

～年金受給権者の場合～

年金の受取先を変更するとき

市役所に届出書がありますので、振込を希望する金融機関の預金通帳と年金証書をお持ちください。

年金を受給している方が亡くなったとき

市役所から年金事務所に受給していた年金を確認後、必要となる手続きについてご案内します。

下記の届出は必要ありません

会社などに就職して、厚生年金に加入したとき………勤務先から年金事務所へ届出がされます。

住所・氏名が変わったとき………日本年金機構が行いますので届出は省略されます。